

佐賀県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月二十五日から平成二十二年一月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前後の別
武雄 県道 白石線	杵島郡白石町大字馬洗字道祖 谷三二九二番四七地先から 杵島郡白石町大字馬洗字道祖 谷三二九二番四六地先まで	後 二五・六 五・四
	杵島郡白石町大字馬洗字道祖 谷三二八九番一〇二地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒 木二五七七番九地先まで	後 一九・〇 五・六
	杵島郡白石町大字馬洗字道祖 谷三二九二番四七地先から 杵島郡白石町大字馬洗字道祖 谷三二九二番四六地先まで	前 一〇・一 五・四
	杵島郡白石町大字馬洗字道祖 谷三二八九番一〇二地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒 木二五七七番九地先まで	前 一四・五 五・二
		延 メートル 二四一・九
		延 メートル 四二〇・一
		延 メートル 四二四・二
		延 メートル 二二三三・一